

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No.10
(5)	(2)	(2)	(1)	(3)	(5)	(3)	(4)	(4)	(5)

1 天皇の国事行為 正解 (5)

- (1) 正しい。 憲法7条3号。衆議院解散の決定権は内閣にある。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (憲法7条6号)。
- (3) 正しい。 憲法7条2号。国会の召集についての実質的決定権は内閣にあり、天皇の行為は、単に形式的に外部に表示するにとどまる。
- (4) 正しい。 憲法7条4号。ここでいう国会議員の総選挙とは、衆議院議員の任期満了及び衆議院の解散によって行われる「総選挙」、ならびに3年毎に半数について行われる参議院の「通常選挙」が含まれる。
- (5) 誤り。 憲法6条2項は、「天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。」と定めている。

2 憲法改正 正解 (2)

- (1) 正しい。 憲法の改正とは、日本国憲法の各条項に対して加えられる変更を意味する。この意味の改正には、全面改正のほか、特定の条項を削ること、第何条を全部書き改めること、第何条に新たに第何項を加えること、字句を修正することなどの一部改正と、既存の法典の体裁そのものに手を触れず、それとは別に、新たな条項を加えるという体裁の増補がある。
- (2) 誤り。 憲法改正の手續を定めている憲法96条は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し」と規定している。日本国憲法は、通常の立法手續よりも厳重な手續を要求して改正することを定めている、いわゆる硬性憲法である。
- (3) 正しい。 憲法96条1項に規定されているように、各議院は対等な地位を有する。なぜ衆議院に参議院に対する優越を認めないのか、理由は必ずしも明白ではないが、各議院を対等な立場に立たせることで憲法改正の成立を少しでも難しくしようとしたのであろうといわれている。
- (4) 正しい。 憲法の改正は、国会が発議し、国民に提案してその承認を経なければならない (憲法96条1項前段) が、憲法は、この承認について、「特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と規定している (同条項後段)。
- (5) 正しい。 憲法の「改正」は、既存の憲法を前提にして、その基本的性格、基本

的原理の同一性を維持しながら、これに変更を加えることである。したがって、国民主権、基本的人権尊重などの日本国憲法の基本原理そのものを否定するような改正は、憲法の改正の限界を超え、許されないものと解されている。

3 国家賠償 正解（2）

- (1) 誤り。 公権力の行使に基づく損害賠償責任は、国ではなく、甲巡査が所属するA県がこれを負う。国は、損害賠償責任を負わず、求償権を有さない。
- (2) 正しい。 国家賠償法は、公権力の行使に基づく損害の賠償責任について、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が賠償責任を負うものとし（国賠法1条1項）、さらに、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有すると規定する（国賠法1条2項）。したがって、警察官として公権力の行使に当たる甲巡査が、職務中重大な過失により違法に他人に損害を与えた場合、甲巡査が所属する公共団体A県が損害賠償責任を負う。そして、甲巡査に重大な過失があったから、A県は甲巡査に対して求償権を行使することができる。
- (3) 誤り。 公権力の行使に基づく損害賠償責任は、国又は公共団体が負い、公務員個人はこれを負わない。したがって、甲巡査は賠償責任を負わない。
- (4) 誤り。 公権力の行使に基づく損害賠償責任は、甲巡査ではなく、A県がこれを負う。A県の責任は、監督者としての責任ではなく、甲巡査に代わる代位責任であると解されている。
- (5) 誤り。 上記（3）の解説参照。

4 所持品検査 正解（1）

- (1) 誤り。 所持品検査については、法律に規定はなく、実務上職務質問に付随して、相手方の承諾の下に行われているものであり、判例上も警察官職務執行法2条1項に基づく職務質問の付随行為として認められているものである。したがって、警察官職務執行法2条に規定されているという点が誤りである。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。判例上（最判昭 53・6・20 米子銀行事件判決）、極めて必要性の高い限られた場合であるが、承諾のない所持品検査を適法としている。
- (3) 正しい。 承諾のない所持品検査が認められる要件として、その必要性のほか、当該状況の下で侵害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との均衡を考慮し、相当と認められることが必要とされている。具体的には、あくまで個々の状況によって異なり、一概にはいえないが、過去の裁判例から枝文のような場合は許容されやすい。
- (4) 正しい。 相手方の承諾なしに、バッグ等を開ける行為については、プライバシー

一を害するなど、重い法益の侵害であるので、枝文のような場合に限って認められる。重要凶悪事件の緊急配備がなされているとき、爆弾等を所持・集合するおそれがあるときなどがこれに当たる。

- (5) 正しい。相手方の承諾なしにバッグ等から所持品を取り出す行為については、バッグ等を開ける行為に比べて相手方の不利益がより大きく、その態様も捜索に近いものであって、凶器、危険物の存在する場合以外には、極めて限られたときにしか認められないと解されている（相手方の承諾なしにポケット等を検査し、覚せい剤を発見した事案では、いずれも違法とされている。）。

5 違法性が阻却される行為

正解 (3)

- (1) 正しい。枝文の場合、正当防衛（刑法 36 条 1 項）として違法性が阻却され、傷害罪（刑法 204 条）は成立しない。
- (2) 正しい。枝文の場合、緊急避難（刑法 37 条 1 項）として違法性が阻却され、傷害罪（刑法 204 条）は成立しない。
- (3) 誤り。刑法 41 条は、「14 歳に満たない者の行為は、罰しない。」と規定している。41 条は人の精神能力には個人差があるものの、一律に満 14 歳を基準として 14 歳未満の者を責任無能力者としている。したがって、枝文にある 12 歳の少年が万引きをした行為は、違法性が阻却されるのではなくて、責任が阻却されることにより窃盗罪（刑法 235 条）が成立しないことになる。
- (4) 正しい。刑法 35 条は、「法令又は正当な業務による行為は、罰しない。」と規定している。ここでいう「正当な業務による行為」とは、法律に直接の規定がなくても、社会通念上正当と認められる業務上の行為をいう。枝文の場合、正当業務行為として違法性が阻却されるので、傷害罪は成立しない。
- (5) 正しい。枝文 (4) と同様、この場合に正当業務行為として違法性が阻却され、傷害罪は成立しない。

6 放火罪

正解 (5)

- (1) 誤り。妻と二人住まいであっても、旅行中の妻は帰宅するのが確実であるから、当該家屋は、犯人以外の者が現に住居として使用する建造物（刑法 108 条）といえるので、これに放火して全焼させた A の行為には、現住建造物等放火罪が成立する。
- (2) 誤り。現住建造物等放火罪の客体である建造物は、人の住居に使用されているか、又は人が現在するかどちらかの要件を満たすもので足りる。ここにいう「人」とは、犯人以外の者をいう（最判昭 32・6・21）。したがって、犯人のみが住居として使用している建造物等は、本罪の客体とならず、非現住建造物等放火罪（刑法 109 条）の客体となる。

- (3) 誤り。中止犯(刑法43条ただし書)は、犯罪の実行に着手した者が、①「自己の意思により」、②「犯罪の中止」行為をすることにより成立する。枝文の場合、Aは、自ら火を消し止める行為をしていないので、②の要件を欠き、中止犯は成立しない。
- (4) 誤り。放火及び失火の罪が公共危険罪とする枝文は正しい。しかし、公共危険罪の保護法益は、不特定又は多数人の生命・身体・財産の安全である。したがって、保護法益を個人の財産とする枝文後半は誤りである。
- (5) 正しい。刑法108条は、現住建造物等放火罪について、「放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は…」と規定している。したがって、乗客の乗っている電車に放火したAには、現住建造物等放火罪が成立する。

7 「暴行」の定義

正解(3)

刑法は、種々の犯罪の構成要件的行為として、「暴行」の語を用いているが、その内容には各罪の性質の相違によって違いが見られる。

- (1) 妥当。騒乱罪(刑法106条)の「暴行」は、最広義の暴行である。すなわち、有形力が不法に行使されるすべての場合を含み、その対象は人でも物でもよい。多衆不解散罪(刑法107条)、内乱罪(刑法77条)も同様に、最広義の暴行である。
- (2) 妥当。強盗罪(刑法236条)の「暴行」は、最狭義の暴行である。すなわち、人に対し、その反抗を抑圧するに足りる程度に強度の不法な有形力の行使を加えることを意味する。事後強盗罪(刑法238条)、も同様に、最狭義の暴行である。
- (3) 妥当でない。暴行罪(刑法208条)にいう「暴行」は、狭義の暴行といわれているものであって、その内容は、人の身体に対して加えられる不法な有形力の行使である。
- (4) 妥当。公務執行妨害罪(刑法95条1項)の「暴行」は、広義の暴行である。すなわち、人に対する不法な有形力の行使を意味するが、必ずしも直接に人の身体に対して加えられることは必要ではなく、物に対して加えられた有形力でも、それが人の身体に物理的に強い影響を与え得るものであれば足りる。職務強要罪(刑法95条2項)、加重逃走罪(刑法98条)、逃走援助罪(刑法100条2項)、特別公務員暴行陵虐罪(刑法195条)、強要罪(刑法223条)も同様に、広義の暴行である。
- (5) 妥当。最狭義の「暴行」は、厳密には、さらに程度の相違があるとされている。強盗罪・事後強盗罪における暴行は、相手方の反抗を抑圧する程度のものであることを要するが、強姦罪(刑法177条)の暴行は、被害者の反抗を著しく困難ならしめる程度のものであれば足りるとされ(最判昭24・5・10)、強盗罪の暴行よりも低い程度のものでよいと解されている。強姦罪は、本来、財産よりも重く保護されるべき被害者の性的自由が要素とされている上に、強盗罪の場合のように恐喝罪に相

当する補充的犯罪規定が存在しないことから、その適用は、強盗罪に比べて緩やかに行われる必要があるからである。

8 検 視

正解（4）

- (1) 正しい。 検視とは、死因が犯罪に起因するかどうかを判断するために、五官の作用により死体（その一部や白骨を含む。）の状況を調べる処分である。なお、検視は、五官の作用により行う処分である点で検証と同じであるが、検証が捜査そのものとして証拠収集のために行われるのに対し、検視は捜査そのものではなく（証拠資料を得るために行われるものではない）、捜査の端緒であるに過ぎないことに注意すべきである。
- (2) 正しい。 検視は、死体の所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官の専権とされている（刑訴法 229 条 1 項）。これは、もしその変死体の死因が犯罪に起因するものであったときに、捜査の方針を誤らないようにするためである。そこで、検察官は、自ら検視の必要があると判断すれば自ら現場に赴いて検視するが、必要に応じて、検察事務官又は司法警察員に検視させることができる（同条 2 項）とされている。これが代行検視である。
- (3) 正しい。 検視しなければならない変死体は、「変死者」と「変死の疑いのある死体」である。「変死者」は、不自然死であって、しかも、犯罪による死亡ではないかという疑いのある死者である。たとえ不自然死であっても、犯罪によらないことが明らかな死者は変死者ではない。枝文のように、自己の過失によって死亡したものは、犯罪によらない不自然死をしたものであるから検視の対象にならない。
- (4) 誤り。 検視は検証そのものではなく捜査手続に属さないこと、さらに、現に変死体が存在するという緊急事態にある以上、検視しないということは、個人や社会の安全から許されないこと、などの理由から、検視に令状は要求されていない。変死体の存在する場所に立ち入るには、令状を要しないばかりか、住居主・看守者の承諾がなくてもよい。
- (5) 正しい。 行政検視とは、犯罪による疑いが全くない不自然死体（例えば、凍死者など）を、警察官が現場に臨んで見分する手続をいう。この行政検視により死亡が犯罪による疑いが生じた場合は、検察官に報告の上、手続を司法検視に切り替え、検視調書を作成して資料と共に検察官に送付しなければならない（検視規則 5 条）。

9 司法警察職員と検察官の関係

正解（4）

- (1) 正しい。 刑訴法 194 条は、司法警察職員が正当な理由がなく検察官の指示等に従わない場合には、検事総長、検事長、検事正から国家公安委員会又は都道府県公安委員会に対して、その警察官たる司法警察職員の懲戒又は罷免の訴追をすることができる」と規定している。

- (2) 正しい。 刑訴法 192 条は、「検察官と司法警察職員とは、捜査に関し、互いに協力しなければならない」と規定し、警察と検察とは、原則として捜査に関し協力関係にあることを定めている。
- (3) 正しい。 刑訴法 193 条 2 項は枝文のとおり規定している。これは、例えば、警察と検察が一つの事件について、時を同じくして並行的に捜査をしている場合において、その間の調整を図ることを目的としたものである。
- (4) 誤り。 検察官の具体的指揮権とは、検察官が自ら捜査している場合において必要があるときに、司法警察職員を指揮して捜査の補助をさせる権限である（刑訴法 193 条 1 項）。具体的事件を捜査している場合に限って認められる。枝文では、事件を検察官に送致したとあるので、検察官が自ら捜査している場合ではないと考えられ、司法警察職員は、送致後であっても、検察官の具体的指揮を受けることなく捜査することができる。
- (5) 正しい。 一般的指示権とは、検察官が、その管轄区域により、司法警察職員に対して、その捜査に関して捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定め、それによって捜査すべきことを指示する権限である（刑訴法 193 条 1 項）。

10 緊急逮捕

正解（5）

- (1) 誤り。 緊急逮捕するためには、①死刑又は無期若しくは長期 3 年以上の懲役・禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由があり、②急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができない場合であること、という 2 つの要件が必要である。暴行罪（刑法 208 条）、脅迫罪（刑法 222 条）は、それぞれ 2 年以下の懲役であるから、緊急逮捕できない犯罪である。
- (2) 誤り。 緊急逮捕は、検察官、検察事務官、司法警察職員が、一定の要件を満たした場合に被疑者を逮捕できるのであり、一般私人は逮捕できない（刑訴法 210 条 1 項）。
- (3) 誤り。 緊急逮捕状の請求権者は、検察官、検察事務官、司法警察職員である。通常逮捕の請求権者（刑訴法 199 条 2 項）が検察官と指定された警部以上の司法警察員に限定されているのと異なり、検察事務官や司法巡査にも請求権がある。
- (4) 誤り。 緊急逮捕するとき、逮捕者は、被疑者に対し「その理由」を告げなければならない（刑訴法 210 条 1 項）。この理由の告知は、逮捕の理由（被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由）のほか、逮捕の必要性（急を要し、裁判官の逮捕状を求めることができない理由）をも告知するという意味であり、罪名だけでは足りない。
- (5) 正しい。 緊急逮捕をしたときは、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続を求める手続をしなければならない（刑訴法 210 条 1 項）。この緊急逮捕後の逮捕状の請求は、

捜査機関が行った逮捕行為が適法であったか否かの審査を裁判官に求め、逮捕状を得ることによって当該逮捕行為を正当づける作用をもつものである。したがって、被疑者を釈放した場合であっても、緊急逮捕を行っている以上は、逮捕状の請求を必要とする。犯罪捜査規範にも同趣旨の規定がある（犯捜規範 120 条 3 項）。